



Q 中小企業で総務を担当しているパワハラ対策を講ずるべきか。パワハラ対策は、1日から職場における

A 労働施策総合推進法の改正により、2020年6月

Q 中小企業で総務を担当しているパワハラ対策を講ずるべきか。パワハラ対策は、1日から職場における

パワハラ対策は、1日から職場における



パワハラ対策とは

確認し、被害者・行為者に対し適正な措置を行うこと。併せて再発防止措置を講ずること。

①パワハラの内容や

と。

②相談窓口を定め労働者に周知するとともに、相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

③パワハラの事案が生じた場合には、事実関係を迅速かつ正確に

確認し、被害者・行為者に対し適正な措置を行うこと。併せて再発防止措置を講ずること。